

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。

〔中小企業者とは、原則として、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。

※2 個人事業主又はNPO法人（一部対象外）も対象となります。

● 制度資金早見表（詳しくは制度資金一覧表をご覧ください）

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目 的 ・ 対 象		利 用 資 金 名
設 備 投 資 等、 <u>前向きな事業</u> を実施したい方	・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 ・働きやすい職場環境の整備 等	産業活性化支援資金
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金
	他の事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継・M&A促進資金
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金
	工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
・県内で新たに <u>開業</u> したい方 ・ <u>開業後5年以内</u> の方で当面の事業資金を調達したい方 等		開業支援資金
「 <u>無担保</u> 」、「 <u>無担保・無保証人</u> 」で融資を受けたい方		小規模企業資金
<u>経営の安定</u> を図りたい方	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
	知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
<u>企業の再生</u> を図りたい方		中小企業再生支援資金
・ <u>再生可能エネルギーを活用した発電設備</u> を導入したい方 ・ <u>省エネ化のための設備</u> を導入したい方		脱炭素社会推進資金

【問合先】山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1

電話：023-630-2359、3266(金融係) FAX：023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口（中小企業トータルサポート）】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」（愛称：中小企業トータルサポート）を、県商業振興・経営支援課と（公財）やまがた産業支援機構に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。

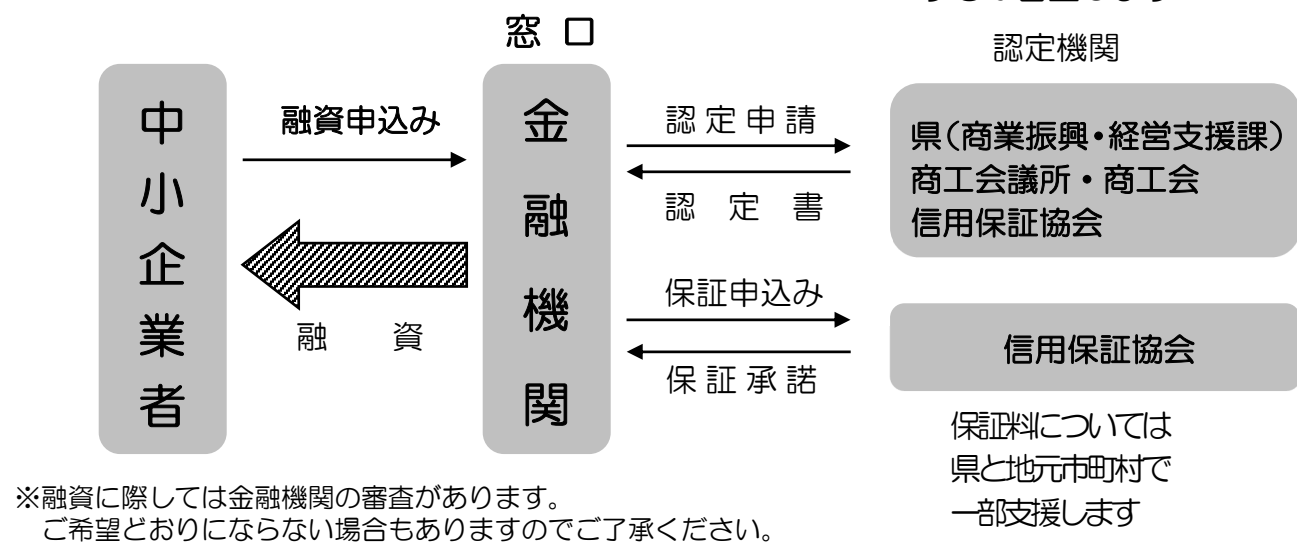
県商業振興・経営支援課 → 電話：023-630-2354 FAX：023-630-3267

やまがた産業支援機構 → 電話：023-647-0664 FAX：023-647-0666

令和8年11月1日版

山形県商工業振興資金のご案内

まずは金融機関にご相談ください



申込
窓口

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)
山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合
北郡信用組合、山形第一信用組合、山形県医師信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

● 山形県商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。

県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、低利融資を実現しています。

● 信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っています。

商工業振興資金と一緒に利用する場合には、県と市町村が、信用保証料を一部支援します。

● 令和8年11月1日からの改正点

○ 融資利率の引上げ。（固定金利）

○ 産業立地促進資金の融資利率を令和8年11月2日から1.85%に引き上げ（変動金利）。